

# 居宅訪問型児童発達支援

## 基本方針

居宅訪問型児童発達支援に係る指定通所支援（以下「指定居宅訪問型児童発達支援」という。）の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに生活能力の向上を図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行うものでなければならない。

## サービスの概要

重度の障害の状態等にある障害児であって、児童発達支援等の児童通所支援を受けるために外出することが困難なものにつき、その居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力向上のために必要な訓練等を行う。

## 人員・設備・運営の概要

人員基準	従業者	訪問支援員	<input type="checkbox"/> 事業規模に応じて訪問支援を行うために必要な数。 <input type="checkbox"/> 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは保育士の資格を取得後又は児童指導員若しくは心理指導担当職員（学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）として配置された日以後、障害児について、入浴、排せつ、食事等の介護を行い、及び当該障害児の介護を行う者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援を行い、及び当該障害児の訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務に3年以上従事した者。
		児童発達支援管理責任者	<input type="checkbox"/> 1人以上。 <input type="checkbox"/> 1人以上は、専ら当該居宅訪問型児童発達支援事業所の職務に従事する者。
	管理者		<input type="checkbox"/> 事業所ごとに配置すること。 <input type="checkbox"/> 専ら当該事業所の管理業務に従事する者であること。 <input type="checkbox"/> ただし、訪問支援員及び児童発達支援管理責任者を併せて兼ねる場合を除き、指定居宅訪問型児童発達支援事業所の管理上障害児の支援に支障がない場合は、当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。
設備基準	専用の区画		<input type="checkbox"/> 専用の事務室が望ましい。（他の事業と同一の事務室も可。） <input type="checkbox"/> 利用申込みの受付、相談等に対応するスペースを確保すること。
	支援の提供に必要な設備及び備品等		<input type="checkbox"/> 上記の設備及び備品等は、専ら当該指定居宅訪問型児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

## そ の 他

運営に関する基準 (一部抜粋)	<ul style="list-style-type: none"><li>□ 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、県、市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努めなければならない。</li><li>□ 指定居宅訪問型事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。</li></ul>
--------------------	--

上記について、確認しました。

事業者名称 :

代表者名称 :